

共生型サービスについて（理事会等検討用資料）

平成 30 年 4 月 19 日

事務局 廣瀬 僚

平成 30 年 4 月 19 日に大阪市役所 船場分室 福祉局介護保険課において「共生型サービス」について教えていただきました。その結果をまとめましたので設置または設置不要の検討をお願いいたします。

・「共生型サービス」とは・・・

障がい者施設において長年利用された利用者様が 65 歳を迎えると、通いなれた事業所を離れ、介護保険施設に移らなくてはなりませんでした。（介護保険の優先）

介護保険サービスにおいては生活保護の方も一律に 1 割負担が発生しますので、経済的にも大きな負担となるため、長年問題とされておりました。

共生型サービスが検討された背景には上記の問題があり、障がい者施設も児童施設も介護保険の指定を取りやすくして、通いなれた事業所を離れずに済むようにサービスを行おうということでしたが・・・

・「共生型」の請求事務について

「共生型」のサービスは「介護保険制度」でのサービスとなります。つまり、当法人がこのサービスを行おうとする場合、介護保険の請求できる環境が必要です。

驚いたのが「共生型サービス」自体が各市町村の独自事業の位置づけであることでした。つまり各市町村が内容を色々と吟味して良いということで、全国一律の基準があるわけではありません。大阪市によるとこの平成 30 年度はテスト期間であり、稼働率や請求の具合を見て、ひょっとすると廃止もあり得るような感覚でした。4 月現在、共生型の指定を受けている事業所は 10 足らず、一桁代とのことで、どうも先行きが悪いようです。

報酬に関しては共生型訪問介護（居宅・重訪）、共生型通所介護（生活介護）ともに基本報酬の 93%（7%減算）での算定となります。

まったく当初の話と違うのが 1 割負担に関してははしてもらおう方向であるようです。「負担がなくなる」という話は確かに市役所の方も承知されていましたが、具体的な施策としては市役所に降りておらず、現在、共生型サービスを受けておられる方も 1 割負担はお支払いになっているようです。

つまり、当初想定されていた形とは、全く違うものになっております。

別表 4

・その他、重要事項

人員基準に関しては、共生型通所介護（生活介護）の場合、生活介護の基準にあわせていただければ結構とのこと。訪問介護も居宅介護の基準で結構です。（介護保険の場合常勤換算でサ責、ヘルパーで2.5人以上）。通所介護の場合は「生活相談員」を配置すると加算となります（社会福祉士や社会福祉主事）。

障がい者の場合は計画相談支援において計画を作成し、各事業者が個別に計画を立てます。高齢者は地域包括ケアプランセンターが同じようにサービス計画を作成しますが、共生型においてはどちらが担当ということはまだ問題になっておらず、介護保険サービスですが計画相談支援でサービス計画を作られてもよいとのことでした。この辺りは、また変更があるかもしれません。

・私的な考察

大阪市の方とも話をしていたのですが、正直、「共生型」を選択する意味はあまりないようです。元々、障がい者のサービスを行っているところは介護保険を先にやっていることが多いので、問題なく障がい者から介護保険の移動をスムーズに行っているところがほとんどとのこと。特に居宅介護は手続きも簡便で、どちらの指定も取っているところが多いようです。通所介護に関しても、現在では定員数が少ない「地域密着型」の指定も取れるので、設備さえ揃えば比較的容易に事業を行うことは可能です。

共生型をためらう一番大きな理由が利用者負担の件であり、当初の発表のように利用者負担がなければ報酬は減算されても共生型を採択する意味があるのですが、利用者負担が従来通りなら、利用者は負担が増え、事業所への報酬は減算されるということになりますので、事業を行う妥当性に関して協議が必要と考えます。

また、理念的な部分でも躊躇することがあるかもしれませんが、65歳を超えて利用者を追い出すようなことは可能な限り防ぐべきであり、新たな福祉事業への還元が法人を活性化させるものと考えます。

利用者Mさんが65になられるのは平成31年の1月。まともに介護保険の指定を受けようとするならば6か月前には動く必要があります。つまりこの6月から動きを見せないとMさんの介護全般を他事業所に依頼しなければならないということになります。

もちろん当法人グループとしてはデメリットもあり、人員も必要です。そして介護保険事業と障がい福祉の事業とは、明確な線引きをする必要があります。

問題は山積ですが、通常の介護保険サービスの指定を受けるか、共生型を選ぶか、はたまた何もしないのか。選ぶのは私たちであります。積極的な検討の程、よろしく願いいたします。

別表 4

(参考資料 単位の比較)

・通所介護 (介護)

5 時間以上 7 時間未満	要介護 1	5 7 2 単位
	要介護 2	6 7 6 単位
	要介護 3	7 8 0 単位
	要介護 4	8 8 4 単位
	要介護 5	9 8 8 単位

・通所介護 単価 (2 級地) 1 0 . 7 2 円

・生活介護 (障がい)

定員 2 1 名以上 4 0 名以下	区分 2 以下	4 9 1 単位
	区分 3	5 3 9 単位
	区分 4	5 9 9 単位
	区分 5	8 5 1 単位
	区分 6	1 1 3 9 単位

・生活介護 単価 (2 級地) 1 0 . 9 2 円

・訪問介護 (介護) 一例

身体介護 3 0 分以上 1 時間未満 3 9 4 単位

生活援助 2 0 分以上 4 5 分未満 1 8 1 単位

・訪問介護 単価 (2 級地) 1 1 . 1 2 円

(例) 身体 3 0 分 + 生援 3 0 分 = 5 7 5 単位

週 2 回 8 日利用 $5 7 5 \times 8 \text{ 日} = 4 6 0 0 \text{ 単位}$

$4 6 0 0 \times 1 1 . 1 2 \text{ 円} = 5 1 , 1 5 2 \text{ 円}$

・重度訪問介護 (障がい)

1 時間以上 1 時間 3 0 分未満 2 7 3 単位

・居宅介護 (障がい)

身体介護 3 0 分以上 1 時間未満 3 8 8 単位

家事支援 3 0 分以上 4 5 分未満 1 4 6 単位

・重度・居宅 単価 (2 級地) 1 0 . 9 0 円